

岩見沢市訪問型サービス(独自)サービスコード表 <介護予防訪問事業>

【令和4年10月版】

(1単位=10円)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回・月5回以上)		1,059	1月につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回・月9回以上)		2,115		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2 (週3回・月13回以上)		3,356		
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回・月4回まで)		241	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回・月8回まで)		245		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	要支援2 (週3回・月12回まで)		259		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

※介護報酬は1回毎の出来高報酬とし、月に5回ある等、利用回数の上限を超える場合は月包括報酬になる。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入